

いまいま つうしん

令和2年12月号

令和2年度 健康保険委員功労者表彰伝達式を開催いたしました

健康保険事業の推進にご協力いただいている健康保険委員の皆様
様の長年の活動や功績等に対して、感謝の意を表し、「健康保険委員
功労者表彰制度」を設けております。令和2年度においては、以下の
の方々を表彰させていただき、11月に表彰伝達式を行いました。本年
度は新型コロナウイルス感染症の影響により、山口市にて表彰伝達
式のみを開催いたしました。

受賞者の皆様、誠におめでとうございます。



表彰伝達式の様子

～令和2年度 健康保険委員功労者表彰を受けられた方々～

理事長表彰者

佐々木 剛 様 (佐々木産業 株式会社)
林 真由美 様 (社会福祉法人 へき寿会)

支部長表彰者

青木 佳津乃 様 (大村印刷 株式会社)
瀬尾 広雄 様 (ユーディーエンジニアリング 株式会社)
筑紫 雅恵 様 (株式会社 カワサキコーポレーション)
近藤 充 様 (近藤商事 株式会社)
山根 美幸 様 (新立電機 株式会社)
神田 佳子 様 (白井興業 株式会社)
本瀬 敬子 様 (有限会社 本瀬商会)
藤澤 範雄 様 (株式会社 豊島鉄工所)
木谷 茂子 様 (株式会社 ササキ)

理事長表彰・・・健康保険事業の推進、発展のために尽力され、特に活動が顕著な健康保険委員に対して、全国健康保険協会理事長が表彰します。

支部長表彰・・・健康保険事業の推進、発展のために尽力された健康保険委員に対して、全国健康保険協会支部長が表彰します。



全国健康保険協会 山口支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

TEL:083-974-0530(代表)

受付時間/平日8:30～17:15

〒754-8522 山口市小郡下郷312番地2 山本ビル第3

保険証の記載事項が変わります

令和2年10月19日以降に協会けんぽが発行する保険証の記載事項が変更となりました。

令和3年3月よりオンライン資格確認が開始されることに伴い、被保険者証の記号・番号を個人単位で認識する必要があることから、**新たに発行される保険証の記号・番号に2桁の枝番が印字されることとなりました。**

※枝番として被保険者は[00]、被扶養者は被扶養者番号の[01~]を付番します。

(保険証のイメージ図)



(被保険者)



(被扶養者)

Q: オンライン資格確認とは?

マイナンバーカードのICチップまたは保険証の記号番号等により医療機関等がオンラインで資格情報の確認ができることをいいます。

Q: 発行済の保険証は?

10月18日以前に発行された保険証は従来どおり使用できます。

※すでに発行されている保険証の更新(差し替え)はありません。

限度額適用認定証をご利用ください!

70歳未満の方は、限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関等の窓口で提示すると、1か月(1日から月末まで)の窓口でのお支払いが自己負担限度額までで済みます。※1

※1 保険医療機関(入院・外来別)・保険薬局等それぞれでの取扱いです。そのため、同じ月に複数受診がある場合や、世帯合算・多数該当等に該当する場合は、高額療養費として払い戻しの対象になることがあります。詳しくは協会けんぽへご相談ください。

70歳以上の方は、「高齢受給者証」を保険証と一緒に提示するのみとなっておりますが、法改正により平成30年8月診療分から「現役並み所得ⅠまたはⅡ」に該当する方は、**限度額適用認定証の提示が必要となりました。**まだお持ちでない方は、申請をお願いいたします。※2

※2 住民税非課税の方につきましては、これまでと同様に限度額適用認定証の提示が必要ですので、お持ちでない方は申請をお願いいたします。

申請書等のご提出は郵送でお願いします。



ご存じですか？インセンティブ制度

インセンティブ制度とは、協会けんぽの加入者及び事業主の皆さまの取り組みに応じてインセンティブ(報奨金)を付与し、ご負担いただいている都道府県支部ごとの**保険料率に反映**させる制度です。評価指標は以下の5つです。

- ① 特定健診等の実施率
- ② 特定保健指導の実施率
- ③ 特定保健指導対象者の減少率
- ④ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率
- ⑤ 後発医薬品の使用割合



保険料率を下げるため、
私たちにできることは？

上記①～⑤について、加入者及び事業主の皆さまに取り組んでいただきたいこと

①

- 協会けんぽの生活習慣病予防健診(被保険者の方)、特定健診(被扶養者の方)を受診しましょう。
- 労働安全衛生法に基づく定期健診を実施されている事業所様は、協会けんぽの加入者の方(40歳以上)の健診結果を協会けんぽにご提供ください。

②

- 健診結果で生活改善が必要と判断された方は、協会けんぽの特定保健指導(保健師・管理栄養士が行う無料の健康サポート)をご利用ください。

③

- 特定保健指導の対象とならないよう、日常から健康的な生活習慣を心がけましょう。
- 特定保健指導を受けた方は、プログラムに最後まで取り組むとともに、必要に応じて医療機関を受診しましょう。

④

- 生活習慣病予防健診の結果、血圧または血糖値の項目で「要治療者(再検査含む)」の判定を受けた方は、協会けんぽから受診勧奨のご案内を送付いたしますので、必ず医療機関を受診しましょう。

⑤

- 医療機関や薬局でお薬を受け取る際は、積極的にジェネリック医薬品(後発医薬品)をご選択ください。

評価指標の取り組みの結果、上位23支部の保険料率が引き下げられます。

協会けんぽ山口支部も皆様の取り組みを全力でサポートさせていただきますので、一緒に取り組んでいきましょう。



整骨院・接骨院のかかり方

整骨院・接骨院にかかる場合、協会けんぽから療養費としてその一部が支払われます。

ただし、柔道整復師による施術は健康保険の対象になる場合とまらない場合があります。

健康保険が使える

- ・急性などの外傷性の骨折、脱臼
(応急手当以外は医師の同意が必要です)
 - ・急性などの外傷性の捻挫、打撲、挫傷
- 【負傷例】

日常生活上やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みがでたとき

健康保険が使えない

- ・慢性的な筋肉疲労からくる肩こり、腰痛
- ・スポーツによる筋肉疲労、筋肉痛
- ・病気(神経痛・リウマチ・関節炎・ヘルニアなど)による痛み、こり
- ・症状の改善がみられない長期の治療
- ・医師の同意のない骨折や脱臼の治療
- ・仕事中や通勤途上の負傷

整骨院・接骨院施術を受ける際の注意点

- 1 **ケガの原因**を正しく伝えましょう。
- 2 治療内容を明記した療養費支給申請書の内容をよく確認し必ず**自分で署名**しましょう。
- 3 受診するごとに**領収書**をもらいましょう。
- 4 **治療が長引く場合**は、一度医師の診断を受けましょう。

治療内容についてお尋ねする場合があります

- ✓ 適切な支給を行うため文書等により負傷原因、治療年月日、治療内容などを照会させていただくことがあります。
施術内容回答書がお手元に届きましたら、ご回答にご協力をお願いします。

